



令和9年4月に尾張旭市の小中学校へお子さまが入学される保護者の方へ

就学援助制度の新入学学用品（入学準備金）を入学前に支給します

尾張旭市教育委員会

尾張旭市では、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学の援助を行っています。**※対象者は裏面に記載**

(就学援助制度 令和8年度の費目及び金額)

費 目		小 学 校	中 学 校
学 用 品 費 等	1 年 生	11,630円	1 年 生 22,730円
	2 年 生 以 上	13,900円	2 年 生 以 上 25,000円
新 入 学 用 品 費		64,300円	81,000円
校 外 活 動 費	(宿泊無)	実費援助（上限1,600円）	実費援助（上限2,310円）
	(宿泊有)	実費援助	実費援助
給 食 費		現物給付	
修 学 旅 行 費		実費援助	
医 療 費		実費援助（※学校病のみ）	
オンライン学習通信費		上限15,000円	

費目の新入学用品（入学準備金）については令和9年4月入学予定の児童生徒の保護者を対象に入学前の令和9年2月に支給します。

1 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、「①必要な添付書類」、「②振込先が確認できるものの写し」、「③申請者の身分証明書の写し」を、「5 問い合わせ先及び送付先」まで持参又は郵送してください。**(申請書は、市ホームページよりダウンロードできます。)**

2 スケジュール

日にち	事項	備考
令和8年9月1日	受付開始	<u>※就学時健康診断の会場では、受付していません。</u> 市役所へご提出ください。
<u>令和8年12月25日</u>	<u>申請期限</u>	<u>※申請期限までに学校教育課必着</u> ※入学前の支給を受けられなかった場合でも、4月中に申請し、認定とされれば入学後の5月に新入学用品費を支給します。
令和9年1月中	審査及び認定	
令和9年2月15日(予定)	支給（指定する口座へ振り込み）	※正式な支給日は、支給日が近くなってから振込通知書にてお知らせします。

3 注意事項

- (1) 入学する年の3月末日以前に新入学予定児童生徒が尾張旭市外へ転出予定の保護者の方は申請できません。
- (2) 入学する年の4月に私立の小中学校に入学予定の保護者の方は申請できません。
- (3) 生活保護及び他の市区町村の制度で同様の支給を受けた保護者の方は支給を受けられません。

4 援助の対象となる方及び必要書類

次のいずれかに該当し、教育委員会が認定した方に支給します。

申請時に添付書類が必要となります。ただし令和8年1月1日時点で尾張旭市に住所を有している方は不要。

援助受給条件	申請時添付書類
1 生活保護を受けている	—
2 生活保護が停止又は廃止	生活保護停止廃止通知書写し ※停止・廃止の年度のみ
3 市町村民税が非課税又は減免された	世帯全員の非課税証明書原本又は減免通知書写し
4 個人事業税又は固定資産税が減免された	減免通知書写し又は賦課決定通知書写し
5 国民年金の保険料が免除又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された	国民年金保険料免除申請承認通知書写し又は国民健康保険税減免決定通知書写し
6 児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書写し
7 生活福祉資金貸付を受けた	貸付決定通知書写し（当該年度）
8 日雇労働被保険者手帳を持っている又は職業安定所登録日雇労働者である	公共職業安定所発行の対象者手帳写し
9 その他、経済的に困窮している （世帯の所得基準は、世帯の人数、年齢等の構成により異なります。）	経済的に困窮している場合 ※1 （以下のいずれか。ただし世帯全員分必要。） 令和7年分給与所得の源泉徴収票 令和7年分所得税確定申告書写し 令和8年度市町村民税課税証明書 令和8年度市町村民税特別徴収税額通知書 令和8年度市町村民税納税通知書

5 問い合わせ先及び送付先

尾張旭市教育委員会 学校教育課 庶務係

電話 0561-76-8176（直通）

0561-53-2111（代表）内線613